

平成25年度事業報告書

【概要】

平成25年度重点事業報告

I 厳しい経営環境が続く中小・小規模企業への支援強化

1. 「小規模企業振興基本法」の早期制定等に係る要望強化

国に対し、小規模企業の支援に特化した「小規模企業振興基本法」の早期制定を要望するとともに、8月、全国連に小規模企業基本法制定推進本部ワーキンググループ（座長：森田全国連副会長）を設置し、5回のワーキンググループを開催した。同ワーキンググループでは、小規模企業振興基本法に盛り込むべき内容及び基本法に基づく小規模企業振興策について検討を行った。また、10月29日の第3回中小企業政策審議会「小規模企業基本政策小委員会（委員長：石澤全国連会長）」において、森田会長がワーキンググループの座長として商工会からの意見・要望を述べた。

平成25年10月から12月にかけて、商工会組織をあげて、小規模企業振興基本法制定に向けた署名活動を実施し、目標を上回る1,112,270人分の署名が全国から寄せられ、集まった署名をもって、国会議員等に対して要望活動を実施した。

小規模企業振興基本法については、平成26年1月31日の小規模企業基本政策小委員会で報告書が取りまとめられ、2月21日の中小企業政策審議会の審議・答申を経て、3月7日に閣議決定、同日国会に提出された。

また、「小規模企業振興基本法」の早期制定の要望等とあわせて、国及び都道府県の中小・小規模企業支援体制の強化・拡充を図る観点から、全都道府県・市町村における「小規模企業振興条例」の制定を促進した。

2. 中小・小規模企業の商品開発・販路開拓支援の実施

全国規模の市場に向け、商工会等が行う地域資源を活用した新たな商品開発や観光サービス開発、販路開拓や少子高齢化などにより生じている地域課題について、その解決に資する事業（コミュニティビジネス）を支援する小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業を推進した。

また、中小・小規模企業の経営力強化を図るため、新商品開発から国内及び海外の販路開拓まで、幅広い支援や海外共同現地進出を支援する地域力活用市場獲得等支援事業を実施した。

加えて、中小・小規模企業の商品展開力・販売力の向上等を支援するため、日本各地の中小企業・小規模企業が、農商工連携や地域資源の活用などにより開発した商品等や、魅力ある隠れた地域特産品等を紹介・販売するECサイトを開設した。

3. ネットde記帳等による小規模企業の生産性及び経営力向上の支援

クラウド版の財務管理システムとして、平成24年10月にリリースした「新ネットde記帳」の導入促進を図るとともに機能改善を行い、中小・小規模企業の自計化や財務情報をもとにしたハンズオン型の経営指導を推進した。

また、小規模企業の生産性と経営力向上を支援するため、顧客管理・販売管理・見積り作成等まで可能なクラウド型「小規模企業版の統合財務管理システム」の構築を行った。

4. 中小・小規模企業に対する金融支援の強化

中小・小規模企業の資金繰りを支援するため、資金繰り総点検運動を引き続き実施し、資金繰り状況の把握と経営支援に努めるとともに、マル経制度や地方自治体の融資制度等のあらゆる金融施策を活用し重点的に支援を実施した。

また、中小企業金融円滑化法が終了したことから、金融機関の貸し出し姿勢等の実態について調査し、金融庁が各県に設置した「中小企業等金融円滑化相談窓口」と連携し、貸し渋り・貸し剥がしなど不適切な金融機関の対応について監視を行うとともに、調査の結果等に基づき、国に対して、金融機関が企業の実態に応じて柔軟に対応するなど、貸し渋り・貸し剥がしを防止すべく万全の対策を期すこと、小規模企業の事業継続の命綱であるマル経融資制度の拡充措置の延長、並びに限度額の拡充など制度の改善を行うよう要望活動を実施した。その結果、マル経融資制度の貸付限度額が1,500万円から2,000万円に拡充されるとともに、拡充措置が延長となった。

5. 中小・小規模企業の活力向上に資する税制・社会保障の支援及び改正要望の強化

(1) 消費増税に係る対応

消費税率の引上げにあたっては、政府の集中点検会合などに出席し、中小・小規模企業が景気回復を実感できる状況になるなど、時期をしっかりと見極めるとともに、価格転嫁が困難な中小・小規模企業に対し免税点・簡易課税の適用上限の引上げ等、抜本的な対策が講じられるよう要望した。

また、平成25年度税制改正大綱で消費税10%への引上げ時に導入を目指すとされた軽減税率について、中小・小規模企業の大幅な事務負担につながるため、実態を調査したうえで、低所得者対策は別の方法で実施するよう政府・与党に対して働きかけた。

加えて、消費税の引上げに備え、中小・小規模企業の経営を支援するため、全県連・商工会に相談窓口を設置するとともに、講習会の開催、個別・集団指導、パンフレットやテキストの配布等を実施した。

(2) 中小企業の法人税軽減税率引下げ及び個人事業主に対する支援策の拡充

円高や電気料金の引上げ等、厳しい経営環境にある中小・小規模企業の資金繰りの改善等を一層推進するため、中小企業に対する法人税の軽減税率を諸外国並みの11%へ引下げるとともに、厳しい経営を強いられている個人事業主に対しても、青色申告控除の拡充等、税制面の手厚い支援策を講じるよう要望活動を実施した。

また、幅広い設備を対象に一括償却や税額控除が受けられる設備投資税制の上乗せ措置について要望活動を実施した結果、与党の税制改正大綱に盛り込まれることとなった。

(3) 協会けんぽ等の中小・小規模企業の社会保険料負担の軽減

中小・小規模企業の多くが加入する協会けんぽの保険料率を抑制するため、協会けんぽに対する国庫補助率を法定上限の20%まで引上げ、中小・小規模企業の社会保障費の負担を大幅に軽減するとともに、社会保障制度全体を抜本的に見直すよう要望活動を実施した。

6. 中小・小規模企業の経営革新の支援

(1) 中小・小規模企業の経営革新等に関する効果的な支援体制の確立

平成24年度から本会に設置した「商工会機能強化検討特別委員会」で取りまとめた報告について、「都道府県商工会連合会役員セミナー」やブロック県連・全国連の合同会議等で意見交換を行った。また、各県連の支援体制に関するアンケート調査結果や意見交換における指摘を踏まえ、県連と商工会の連携を強化した広域的な支援体制に関する指針案を策定し、平成26年度から全国的に支援体制の強化に取り組む方針とした。

(2) 中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業の推進

県連・商工会が、本事業に基づき全国に設置される地域プラットフォームを通じた専門家派遣制度を積極的に活用し、経営革新等の専門的な課題解決を必要とする小規模企業等の支援ニーズに的確に対応できるよう、効果的な制度活用等について広域指導センター所長会議等において啓発・普及を行った。

また、県連の企業支援担当者を対象に全国6ブロックで開催した「先進事例普及研修会」を通じ、本事業の活用をはじめ企業支援の先進的な事例の周知・普及等を行うなど、中小・小規模企業の経営革新、農商工連携、事業承継等の支援強化を推進した。

(3) 中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援業務の推進

中小企業経営力強化支援法の制定等を踏まえ、全県連・商工会が同法に基づく経営革新等支援機関としての認定を受け、経営改善計画策定などの経営革新等支援業務を推進した。また、経営革新等支援業務に関する経営指導員の理解を高めるため、各県連と連携して中小企業基盤整備機構が開催する「中小企業支援力レベルアップ講習会」を推進した。

7. 貿易自由化に向けた取組み

TPPなどの貿易自由化の動きに対しては、農商工連携をはじめ、6次産業化や海外展開支援の一層の強化等を通じ、中小・小規模企業、農業者や地方経済の活性化が図られるよう、地域振興策を含む具体的施策を着実に実行していくよう要望した。

Ⅱ 東日本大震災被災地への支援拡充及び原発事故の早期収束等に関する要望等の実施

1. 被災地に対する継続的な支援実施の要望強化

東日本大震災による被害が特に大きな地域の復興は、未だ道半ばであることから、被災地の実状や要望を把握のうえ、国等に対し、引き続き、必要十分な支援施策が実行されるよう、強力な陳情活動を実施することはもちろん、被災地における小規模事業者支援体制を強化復旧するために必要な支援についても、継続的に実施されるよう要望した。

また、東日本大震災を教訓として、平成23年度に全国連が策定した「商工会危機管理マニュアル（モデル案）」に基づき、今後発生しうる自然災害等に対する商工会組織としての対応策を想定・準備するものとして、全国で22県連、339商工会が同マニュアルを策定した。

さらに、各商工会における同マニュアルの策定を推進するため、県連職員を対象とした「商工会危機管理マニュアル策定研修会」を、被災地である宮城県の多賀城市と七ヶ浜町にて実施した。

2. 原発事故及び電力供給不足への対応

(1) 原発事故の早期収束及び被害の解消

福島第一、第二原発事故により甚大な被害を被った中小・小規模企業が、一刻も早く元の場所で事業を再開できる環境が整えられるよう、原発事故の収束や放射能除染作業の実施を加速するよう要望した。

また、風評被害の完全払拭に向けて、我が国及び我が国製品が安全であることを、国をあげて内外に発信するよう要望活動を実施した。

(2) 原発による被害に対する完全賠償の実施

原発事故により避難等を余儀なくされるなど、直接的な被害を受けた中小・小規模企業が一刻も早く事業を再開できるよう、また、風評・間接被害等により損害が発生した中小・小規模企業についても、被害が漏れなく賠償されるよう、国や東京電力等に働きかけを行った。

(3) 電力供給不足への対応

国内のほぼ全ての原発が稼働を停止している状況が続き、電力供給不足の懸念が払拭されず、また原発の代替として化石燃料による発電が実施され、各地の電力会社が続々と電気料金の引上げを実施するなど、経営基盤の弱い中小・小規模企業は節電と電気料金の引上げの負担に耐えかねている。

電力の安定供給を図るため、停止中の原発を再稼働する際には、国が早期に安全性を見極めたうえで実施するとともに、企業が過度に負担を負わないよう中小・小規模企業向けの新たな料金体系を設けるよう要望活動を実施した。

3. 国・都道府県等の被災者支援施策の普及・周知及び拡充要望

(1) 被災者向け金融施策の活用及び拡充要望

東日本大震災により、直接・間接の被害を受けた中小・小規模企業が対象となる、災害マル経、東日本大震災復興特別貸付、東日本大震災復興緊急保証等の震災関連金融制度等を活用し、被災した中小・小規模企業の再生に向けた動きを加速させるべく対応した。

また、各金融制度について、貸付規模の拡充、融資対象の弾力化、金利の更なる低減、返済・据置期間の延長等、被災中小企業にとって実効性のある支援策となるよう一層の拡充を要望した結果、災害マル経等の震災関連金融制度が延長となった。

(2) 二重債務問題の解消

東日本大震災で壊滅的な被害を受けた中小・小規模企業では、事業所や設備といった事業用資産を失い、事業再開の意欲があっても、既存の債務に加え、新たな借入が発生する二重債務問題が事業再開の大きな障害となっている。

二重債務の解消について、国の再生支援のスキームを活用し、被災した中小・小規模企業の債権買い取り及び新規融資の実行について継続して支援した。

また、債権買い取りの進捗状況等、二重債務問題の実態を分析したうえで、債権買い取り等の円滑化について要望活動を実施した。

4. 被災地域の再生及び被災地における事業化支援

被災地域における小規模企業等の早期自立化、業種転換を促すためのビジネスノウハウ伝授等のための支援策、各地の実情に応じた商工業及びコミュニティの再生・発展のための必要な施策等を要望した。

また、被災地域の中小・小規模企業の販売先確保や早期の事業再開等を支援するため、更には、仮設住宅等の被災者に対する生活支援や買い物環境を整備するため、軽トラックを活用した移動販売事業等を実施した。

Ⅲ 「提案型の巡回訪問」を通じた会員サービスの徹底等

1. 「提案型の巡回訪問」の推進・強化

基礎的な経営改善普及事業の根幹をなし、新たなサービスの提供、会員増強、あるいは、地域コミュニティ維持活動推進の観点からも極めて重要である「巡回訪問」の更なる強化を図るため、「商工会は行きます 聞きます 提案します ～会員満足向上運動～」をキャッチフレーズに掲げ、特に、「提案型の巡回訪問」に注力し、商工会の支援力の強化を促進した。

「商工会相談指導事業改革検討委員会」の報告を着実に実施するため、平成24年度から全国連に設置した「商工会機能強化検討特別委員会」において審議した「県連・商工会の連携による効果的な企業支援体制」に関する中間報告を取りまとめた。

また、同報告を平成25年5月の通常総会で提言し、各種会議等において意見集約を行うとともに、各県連における連絡会議・研修会などを通じて「計画的・組織的な巡回」、「重点事業の抽出と検証」、「職員のスキル向上」、「事務局マネジメント」の推進など巡回訪問を通じた支援体制強化の具体的な展開についての普及・啓発を図った。

2. 商工会職員の資質向上対策の推進

(1) 中小企業支援力レベルアップ講習会の推進

全国の県連・商工会の経営指導員等が中小企業経営力強化支援法の認定機関として、効果的な企業支援の方策や経営改善計画策定など経営革新等支援業務の基礎的知識について学ぶために「中小企業支援力レベルアップ講習会」が創設された。全国連では、同講習会を主催する中小企業基盤整備機構と連携し、各都道府県連での開催を支援・推進した。

中小企業支援力レベルアップ講習会：42県連、延べ123日間実施

(2) 全国連認定経営支援マネージャー制度の推進

専門化・高度化する会員ニーズに対応し、事業者や地域への提案力を高めるため、商工会職員の資質向上対策の一環として、全国連認定の「経営支援マネージャー認定制度」を推進し、以下のとおり運用した。

また、県連と商工会が連携して運用する効果的な企業支援の仕組みについて、経営支援マネージャーをはじめ中核となる支援人材が実践すべき行動モデルや支援ツール、経営支援マネージャー資格の認定・更新の円滑化に資する制度改善について検討した。

① 制度運営

5月31日	平成25年度第1回認定申請通知
6月10日～14日	中小企業大学校「小規模事業者支援能力向上研修(1)」
6月15日～7月5日	論文提出
8月1日	論文審査・認定委員会開催
9月1日	8名を認定
10月25日	平成25年度第2回認定申請通知
12月9日～12月13日	中小企業大学校「小規模事業者支援能力向上研修(2)」
12月13日～1月6日	論文提出
2月26日	論文審査・認定委員会開催
3月1日	41名を認定

② 認定状況

第1回認定者(9月1日)：8名

(岩手2名、山形1名、茨城1名、神奈川1名、福井3名)

第2回認定者(3月1日)：41名

(北海道1名、宮城1名、福島2名、茨城2名、群馬1名、神奈川2名、静岡1名、愛知1名、岐阜3名、富山20名、石川1名、兵庫1名、和歌山1名、鳥取2名、鹿児島1名、沖縄1名)

(3) 全国規模の経営支援事例発表会（アワード）の開催

商工会職員同士の支援スキルの共有や支援実績のアピールの観点から、経営指導員等による経営革新等の支援事例を各都道府県、各ブロック単位の事例発表会などを通じ全国から選抜し、全国の経営指導員や中小企業庁、マスコミなどの参加のもと全国規模の経営支援事例発表会（アワード）を開催した。

(4) 商工会職員ハンドブックの作成

商工会職員の資質向上の必要性が高まっていることに鑑み、商工会職員の役割など共通認識及び行動方針、商工会業務の洗い出しやモデル化、ベテラン職員の退職とノウハウ移転等について検討を行うため、4月に商工会資質向上ガイドブック作成委員会を設置した。

同委員会では、商工会職員の資質向上を図るため、商工会職員としての必要な共通認識や基礎知識について検討を行い、商工会職員の共通の研修教材として活用できるよう、①商工会の概要、②商工会の事業と職員が従事する業務、③経験年数に応じた商工会職員の役割をまとめた「商工会職員ハンドブック」を作成し、全県連へデータにて提供した。

(5) 消費税転嫁対策窓口相談等事業に係る経営指導員向け研修会の推進

消費税の引上げに対応した経営支援を強化するため、消費税転嫁対策窓口相談等事業を活用し、県連単位で、消費税制度改正の内容、価格転嫁対策、税務申告、記帳、新商品開発、販売手法等の経営支援手法について、経営指導員等の研修を実施し、資質の向上を図った。

経営指導員向け研修会の開催件数：453回開催（11,927人受講）

3. 商工会活動の積極的アピール

(1) 商工会地域貢献アピールプランの策定支援

商工会で実施している諸事業が地域の振興発展にいかに関与しているかを示す「地域貢献アピールプラン」を商工会ごとに策定し、積極的なPRができるよう支援した。

県連に対し、4月に同プランの策定状況調査を行い、有効なアピールプランの実態を把握（策定済み商工会数：35県連、637商工会）するとともに、商工会のPR活動の重要性を認識し、各商工会における同プランの策定・見直しを進めるため、同プラン策定トレーナー養成研修を10月に開催した。

(2) マスコミ等への商工会活動の周知

商工会組織の活動や政策要望等について広く理解を得るため、新聞社へ記事掲載に係る働きかけを行うとともに、月刊「Shokokai」誌について、本会発行のメールマガジンと連動することにより、同誌の購読部数増への取組みを強化した。

また、月刊「Shokokai」誌を各種施策や商工会活動の周知、商工会と会員との情報共有ツールとして活用するため、商工会全役員の購読推進等について検討した。

(3) 地域情報の発信強化

「小規模企業振興基本法」の早期制定に向けて、商工会基幹システム及びネット de 記帳等の活用を推進するとともに、経営指導への活用はもとより、関係各方面に対する情報発信の強化のため、これらのシステムのデータに基づく 85 万事業者データベース(仮称)の構築に向けての事前調査を実施した。

また、地域中小・小規模事業者の経営実態を把握するための各種事業を実施するため、「小規模事業者活性化基盤整備事業基金管理運営委員会」を設置した。

4. 自主財源の確保による財政力強化 (50%以上の自主財源確保)

全ての商工会が、地域の実情に応じた財政力強化事業に積極的に取り組み、収入に占める自主財源の比率を 50% (当面の目標として 45%) 以上に高めることを目指した。

5. 会員同士の助け合いの制度「会員福祉共済」、「商工貯蓄共済」の推進

会員福祉共済(医療特約・がん補償を含む)、商工貯蓄共済(医療保障特約型を含む)などの会員サービス向上のための事業について、全国の商工会が一丸となり推進できるよう支援を行った。

(1) 福祉共済の推進

福祉共済制度の一層の推進を図るため、県連・商工会での説明会等に職員を派遣(合計 82 回)し、制度内容の普及・啓発を行った。また、加入者ニーズに応えるため、高血圧や糖尿病などの既往症のある場合でも加入できる、シンプル「がん」補償を平成 25 年 4 月 1 日より実施した。

さらに、充実した生命保障を求める加入者等からのニーズに応えるため、従来の福祉共済(「けが」の補償、「病気」の補償、「がん」の補償)に加え、貯蓄共済の保障部分(集団契約特約付勤労保険)を活用した福祉共済「生命」保障制度を創設し、平成 25 年 10 月 1 日から募集を開始した。

(2) 商工貯蓄共済の推進

商工貯蓄共済の推進について、各ブロックが実施する共済研究会に職員を派遣し、普及・啓発を行った。

6. 「100 万会員ネットワーク」の推進

販売促進の一環として、IT 活用が進んでいない小規模企業に対し、ホームページ作成の支援等を実施し、積極的に企業情報や販売情報の発信を行うことによる取引機会の創出を図った。

IV 地域コミュニティ維持活動等の強化、まちづくりの支援

1. 地域コミュニティ維持活動等の強化

商工会地域においては、急激な過疎化の進展、限界集落の増加、地域コミュニティの弱体化が喫緊の課題となっている。そこで、地域内唯一の経済団体であり、巡回・訪問活動により地域を知悉する商工会が中核となり、地域産業の育成はもとより、防犯・防災活動、高齢者等地域住民の生活不便の解消などを目的としたコミュニティ維持活動を積極的に展開した。

加えて、7月に県連に対して商工会が実施または支援しているコミュニティ維持活動、地域産業活性化事業の調査を行い、各商工会で地域課題解決型ビジネスや地域産業活性化等を実施する際の参考となるよう、同調査結果及び優良事例を取りまとめ情報提供を行った。

また、平成24年度に本会に設置した「地域産業活性化検討特別委員会」にて、「儲かる地域のつくり方」として、中間報告を取りまとめ、平成25年5月の通常総会に提言を行った。同中間報告については、専務理事会議、ブロック会議、役員セミナー等で各県連の意見を審議し、意見集約を行った。

2. 地方の活力再生に資する「まちづくり」に対する支援

大型店の出退店や商業施設の郊外化により、地域の中小小売業が非常に大きな影響を受けている状況に鑑み、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、各都道府県・市町村における「まちづくり条例」の制定を支援した。

また、現行のまちづくり三法を見直し、中心市街地の活性化や大型店の立地だけではなく、いわゆる「買い物難民」対策など、消費者の買い物利便性の確保や地域コミュニティ維持の観点に立った、新たなルールづくりを導入するよう国等に対して要望活動を実施した。